

お 願 い

現住所が変更になりましたら健保組合に届け出を!!

健保組合では、被保険者の住所管理をおこなっております。健保組合から直接組合員へ書類を送付した際、住所不明により戻って来たり、または被保険者から提出される各種申請書類では、健保組合登録住所と相違している方が多く見受けられます。現住所が変更になりましたら、必ず「健康保険住所変更届」(健保HP掲載)を事業主(会社)経由で健保組合へ提出願います。

* * * *

健康保険証の紛失・盗難に気をつけましょう!!

健康保険証の管理には十分ご注意ください。

健康保険証は運転免許証やパスポートと同様重要な身分証明書です。

- ▲紛失・盗難にあった健康保険証は、万が一に備えて最寄りの警察に届け出てください。
- ▲紛失・盗難にあった健康保険証が見つかった場合は、そのままにせず、見つかった健康保険証を事業主(会社)経由で健保組合に返却してください。



注意

- 外出先では健康保険証の入った鞆や財布は肌身離さず持っているようにしましょう
- 誤って健康保険証を何かと一緒に捨てていませんか

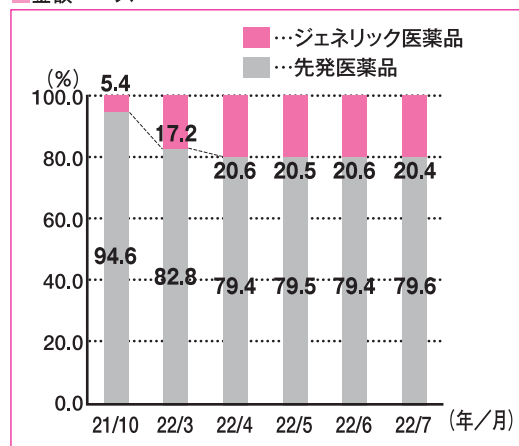
ジェネリック医薬品利用状況のお知らせ

「けんぽだより 秋号」で4月までのジェネリック医薬品利用状況をお知らせしましたが、グラフに見られるようにその後も堅調に推移しています。ジェネリック医薬品は、先に開発された新薬の特許期間が終了した後に発売される比較的安価な医薬品で、新薬と同等の成分なので効き目や安全性が確立されており、品質基準をクリアして製造、発売をされます。

「利用促進のお知らせ」がお手元に届きましたら、医師、薬剤師にご相談いただき、家計にも優しいジェネリック医薬品をぜひご利用ください。

ジェネリック医薬品利用状況

金額ベース



	H21/10月	H22/3月	H22/4月	H22/5月	H22/6月	H22/7月
先発医薬品	94.6%	82.8%	79.4%	79.5%	79.4%	79.6%
ジェネリック医薬品	5.4%	17.2%	20.6%	20.5%	20.6%	20.4%
合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(単位:千円)

	H21/10月	H22/3月	H22/4月	H22/5月	H22/6月	H22/7月
先発医薬品	5,489	4,541	5,432	4,971	5,837	6,477
ジェネリック医薬品	313	944	1,412	1,285	1,517	1,660
合 計	5,802	5,485	6,844	6,256	7,354	8,137

「ジェネリック医薬品利用促進のご案内」は、平成22年2月より、下記の条件で実施しています。

- 40歳以上の方を対象に自己負担額の削減効果の大きい慢性疾患のための長期服用の医薬品に限定します。
- 削減効果を最大にするため、お知らせの送付対象者の選定及び送付頻度は委託業者が定める基準で行います。
(毎月同じ対象者にお知らせを行わない等)
- 薬事法第67条の「政令で定めるがんその他特殊疾病に使用される医薬品」は除きます。